

## 宿泊を伴う預かり

市内の児童養護施設で預かります。

対象 1～17歳

利用期間 原則7日間以内

料金(日額) 単位:円

| 世帯区分                        | 1歳    | 2～17歳 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 生活保護世帯、ひとり親で住民税非課税世帯        | 無料    |       |
| 住民税非課税世帯、ひとり親で住民税課税世帯、養育者世帯 | 1,100 | 1,000 |
| その他の世帯                      | 5,350 | 2,750 |

★ \*例えば、預ける期間が4月1日～3日の場合は、3日分の料金がかかります。

申込期限 預ける日の3日前

申込み  
子ども家庭課(内線2214)

## ひとり親家庭のための預かり

夜間の預かり

市内の児童養護施設で預かります。

対象 1～17歳

利用期間・時間 おおむね午後5時～9時で、1カ月以内

\*宿泊はできません。

家庭生活支援員による日常生活支援

### ◆生活援助

場所 利用者の自宅

内容 子どもの預かりや食事の世話、住宅の清掃、生活必需品の買い物など

料金(1時間) ●生活保護世帯、住民税非課税世帯=無料 ●児童扶養手当支給水準世帯=150円 ●その他の世帯=300円

\*いずれも交通費(実費相当額)がかかります。

### ◆共通事項

早めに申し込んでください。

対象 一時的に支援が必要なひとり親世帯

利用日数・時間 午前8時～午後8時の原則8時間以内で、月5日以内

\*未就学児童のいるひとり親家庭で、就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用ができます。

申込み 子ども家庭課(内線2214)

料金(日額)

●生活保護世帯・住民税非課税世帯=無料

●その他の世帯=500円

申込期限 預ける日の3日前

### ◆子育て支援

場所 家庭生活支援員の自宅など

内容 子どもの預かり(利用は2時間以上から)

料金(1時間) ●生活保護世帯、住民税非課税世帯=無料 ●児童扶養手当支給水準世帯=70円 ●その他の世帯=150円

\*2人以上の場合は、1人につき2分の1の金額を加算します。



ファミリー・サポート・センターや、こども緊急さぼねっとの利用会員に登録しませんか。登録料・年会費はかかりません。コーディネーターが利用会員の援助の申し込みを受け、協力会員に援助活動を依頼します。

日常的な預かりは

## ファミリー・サポート・センター

対象 小学6年まで

内容 ●保育園・幼稚園・学校・学童クラブへの送迎や開始前・終了後・休みのときの預かり ●通院や参観日、美容室などの用事で外出するときの預かり  
\*できる限り、要望に合う協力会員をコーディネーターが紹介します。  
\*希望に応じて、援助活動の前に会員同士の顔合わせをします。



\*会員登録はセンターで行います。外出が困難な場合は登録手続きに伺います。

利用時間・料金(30分) 午前6時～午後9時 ●月～金曜=300円 ●土・日曜、祝日、年末年始=350円  
\*1歳未満の子がいる世帯に、平日4時間分の利用無料券を配布しています。使用期限は1歳の誕生日を迎える月の末日です。きょうだいでも使用できます。

申込み 地域子育て支援センターあいあい(月～土曜 午前8時45分～午後5時15分・☎376-6638)

病気の緊急の預かりは

## こども緊急さぼねっど

病児・病後児預かりの利用料が、1日3,000円までになりました

対象 小学6年まで

内容 ●子どもが急な病気で保育園や学童クラブに預けられない、幼稚園や学校に行けない(月～土曜の午後6時まで)  
●子どもが病気になり、保育園や幼稚園などから連絡が来たが、仕事で迎えに行けない ●出張などで宿泊できる預け先が見つからない(病児の宿泊預かりは行っていません)  
●急な残業など、緊急時の預かり  
\*利用の都度、コーディネーターが申し込みを受け、協力会員を紹介します。会員は指定できません。

\*前日・当日だけの受け付けです(宿泊は除く)。

\*病気の子どもの預かりは、病院受診が原則です(受診の付き添いも可)。

利用時間・料金(1時間) ●午前7時30分～午後6時=900円 ●午後6時～11時=1,100円(緊急時の預かりだけ)

\*宿泊の時間・料金は、問い合わせてください。

申込み NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ(月～金曜 午前10時～午後5時・☎632-5180)

## 利用料を助成します

対象 次のいずれかに該当する方

●ひとり親家庭の世帯で、ひとり親家庭等医療費助成を受けているか、児童扶養手当を受給している ●住民税非課税世帯 ●生活保護世帯



助成額 利用料の2分の1(上限1カ月1万円。一部対象外の経費あり)

申込み ●ファミリー・サポート・センター=地域子育て支援センターあいあい(☎376-6638) ●こども緊急さぼねっど=子ども家庭課(内線2214)

\*事前に登録が必要です。